

アロドラ人事労務サポートオフィス(社会保険労務士事務所) 代表 下中理栄子

shimonakari@allodola-sr.com http://allodola-sr.com

ケイリエール合同会社(給料計算、経理・記帳代行//人事労務ご相談・コンサルティング)

k.shimonaka@keiriyell.co.jp http://keiriyell.co.jp

所在地:横浜市戸塚区品濃町★移転いたしました★ Tel : 045-550-3656 FAX : 045-345-4589



ひばり通信をお届けします。何かお役に立てましたら幸いです。ご感想やご質問などもお気軽に寄せください。

連載トピックス

ストレスチェック制度のスタートに備えて②

平成27年12月1日から「ストレスチェック制度」がスタートしました。

ストレスチェック（心理的な負担の程度を把握するための医師等による検査）は、1年以内ごとに1回行うこととされているので、行う義務がある企業では、平成27年12月1日から平成28年11月30日までの間に、対象となる労働者のすべてについて、1回目のストレスチェックを行う必要があります。導入の手順を確認し、準備しておきましょう。

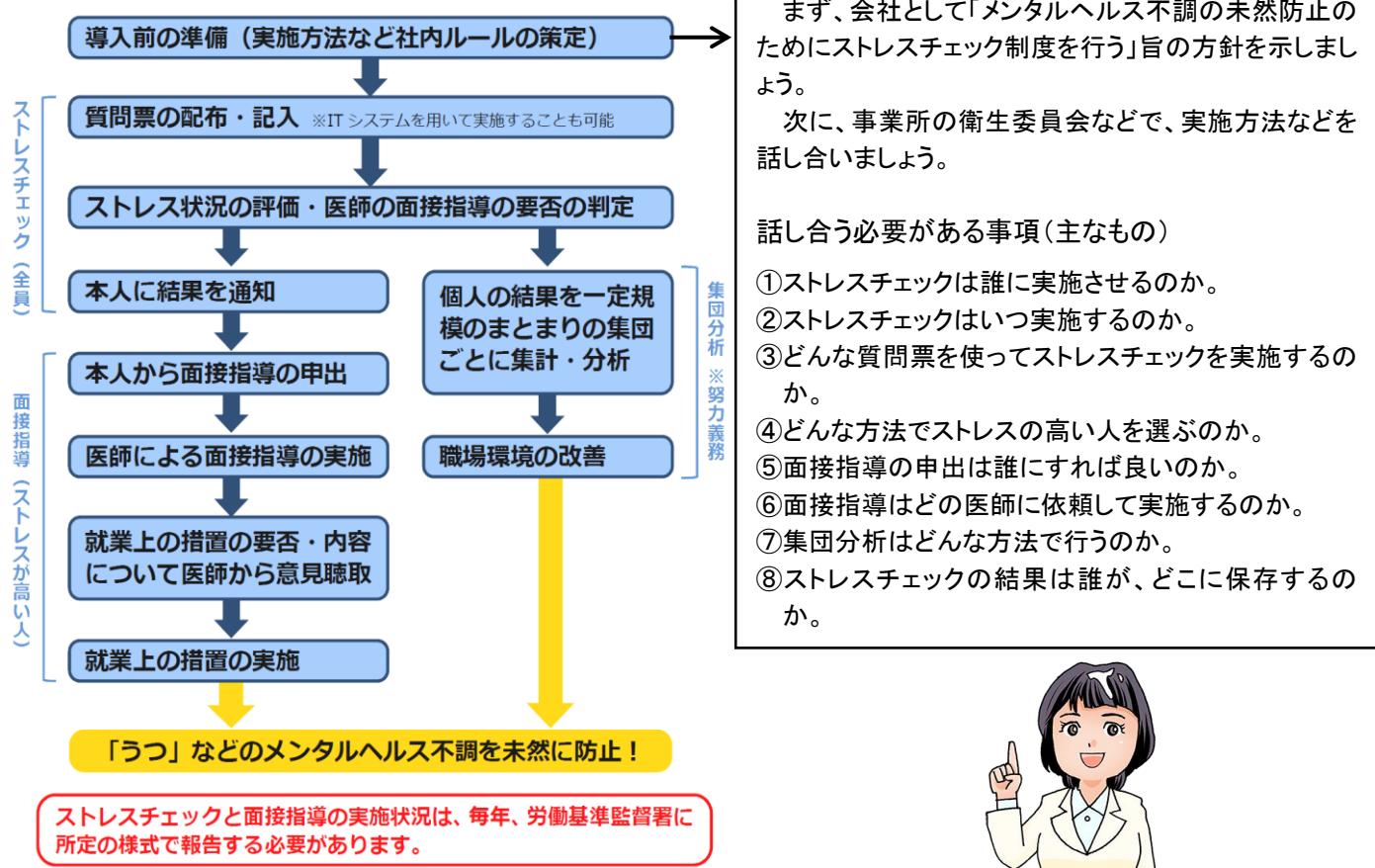
なお、ストレスチェックを行うことが努力義務とされている事業場（従業員数50人未満）において導入しようとする際にも、以下の手順を参考に準備を進めるとよいでしょう。



ストレスチェック制度の導入の手順など

<導入の手順（準備から事後措置まで）>

次の手順で進めていきます。[厚生労働省が推奨する手順]



ストレスチェックの導入に当たっては、ストレスチェックを実施する医師等を選定するなど、取り決めることがあります。衛生委員会などの話し合いの中で、「実施体制」を整え、スムーズに運用できるようにしたいですね。



高齢者雇用安定法では、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「高齢者雇用確保措置*」を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高齢者の雇用状況を報告することを求めていました。厚生労働省は、平成27年6月1日現在の雇用状況報告を提出した「31人以上規模」の企業約15万社の状況をまとめ、公表しました。

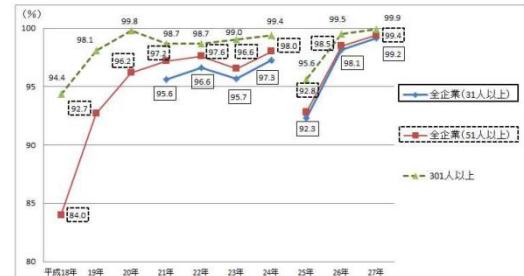
*高齢者雇用確保措置……事業主は、①定年の定めの廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度の導入、のいずれかの措置を講じなければならないこととされています。

■■ 高齢者の雇用状況のポイント ■■

◎ 高齢者雇用確保措置の実施状況

高齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は99.2%（対前年差1.1ポイント増加）

- ・中小企業（従業員31人～300人規模。以下同じ）では99.1%（同1.1ポイント増加）
- ・大企業（従業員301人以上規模。以下同じ）では99.9%（同0.4ポイント増加）



※ 平成25年4月に制度改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止）があつたため、平成24年と25年の数値は単純比較できない。

◎ 希望者全員が65歳以上まで働く企業の状況

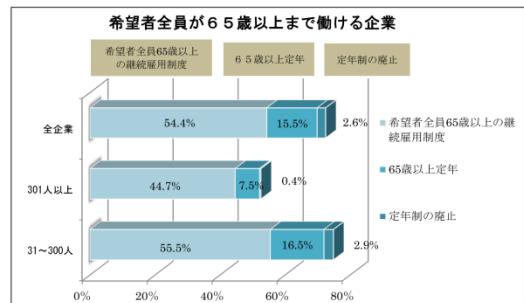
① 希望者全員が65歳以上まで働く企業の割合は72.5%（同1.5ポイント増加）

- ・中小企業では74.8%（同1.6ポイント増加）
- ・大企業では52.7%（同0.8ポイント増加）

② 70歳以上まで働く企業の割合は20.1%（同1.1ポイント増加）

- ・中小企業では21.0%（同1.2ポイント増加）
- ・大企業では12.7%（同0.9ポイント増加）

※ 中小企業の取り組みの方が進んでいる。

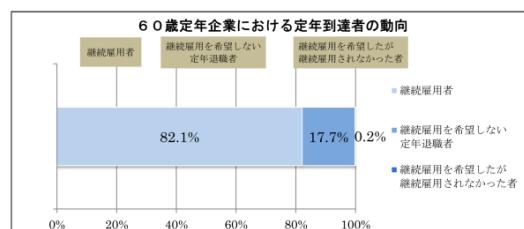


◎ 定年到達者に占める継続雇用者の割合

過去1年間の60歳定年企業における定年到達者（350,785人）のうち、継続雇用された人は287,938人（82.1%）

継続雇用を希望しない定年退職者は62,102人（17.7%）

継続雇用を希望したが継続雇用されなかった人は745人（0.2%）となっている。



この統計の結果をみると、厚生労働省が掲げている“高齢者が年齢にかかわりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現”に向けて、各企業の取り組みが徐々に進んでいることが分かります。

今後は、ただ働いてもらうだけではなく、高齢者の方の能力（知識や経験など）を経営に活かしていくことが重要になりそうです。

そのためにも、企業においては、人件費を抑えつつ、高齢者の方が能力を発揮できる職場環境を整えていく必要があるでしょう。



12/10

- 一括有期事業開始届の提出（建設業）

主な対象事業：概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事

- 11月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

12/31

- 11月分健康保険料・厚生年金保険料の納付

●所得税の予定納税額の修正申告固定資産税（都市計画税）の納付 納付対象：第3期分

- 10月決算法人の確定申告・翌年4月決算法人の中間申告

- 翌年1月・4月・7月決算法人の消費税の中間申告

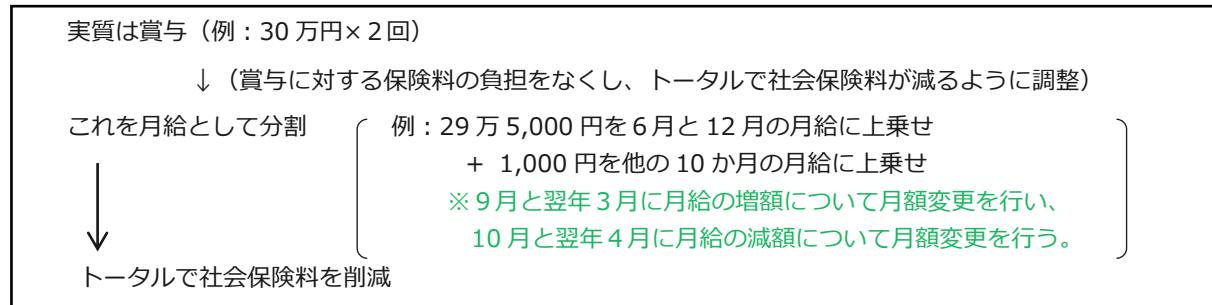
- 年末調整による源泉徴収所得税の不足税額徴収繰延承認申請書、保険料控除申告書（生命保険等）の提出（会社）

最新情報 ● 賞与を分割支給して社会保険料を軽減する手法について、厚生労働省が通知



厚生労働省は、健康保険と厚生年金保険の保険料の負担を軽くするため、賞与（ボーナス）を分割し、月々の手当として支給する手法を問題視していました。

問題視されていた手法（イメージ）



この度、厚生労働省は、このような手法を、違法ではないが、制度の隙間を突いた保険料逃れであるとの見解を示しました。そして、抜け道を防ぐため、保険料算定のルールを見直し、日本年金機構や全国の健康保険組合などに通知しました。

■■ 新たな通知の内容 ■■

具体的には、次の取扱いについて、_____の補足説明が追加されました。

健康保険法及び厚生年金保険法における賞与に係る報酬の取扱いについて

（昭和53年保発第47号・庁保発第21号）

1 報酬の範囲

(1) 每年7月1日現在における賃金、給料、俸給、手当又は賞与及びこれに準ずべきもので毎月支給されるもの（以下「通常の報酬」という。）以外のもの（以下「賞与」という。）の支給実態がつぎのいずれかに該当する場合は、当該賞与は報酬に該当すること。

ア 賞与の支給が、給与規定、賃金協約等の諸規定（以下「諸規定」という。）によって年間を通じ4回以上の支給につき客観的に定められているとき。

イ 賞与の支給が7月1日前の1年間を通じ4回以上行われているとき。

以下略

ここでいう「通常の報酬」には、1か月を超える期間にわたる事由によって算定される賃金等が分割して支給されることとなる場合その他これに順ずる場合は含まれないこと。（平成27年保保発0918第5号、年管管発0918第2号ほか）

☆ この通知により、賞与を分割し、月々の手当として支給する手法は採れないことになりました。
今後は、その新たなルールに従う必要があります。

あとがき：消費税up時の軽減税率。お造り盛り合わせは生だけど加工品になり軽減されないとか？少し違う方向でまとまりそうですが、まだ予断を許しません。（笑）いよいよ寒くなってきました。ご自愛ください。

代表：下中 理栄子（社長の“プライマリ”パートナー）プロフィール

創業したばかりの会社や、規模の小さい会社の社長のパートナー。「はじめての雇用」を軸に、会社の成長をサポートする。20年以上の経理・管理経験で、トータルなアドバイスも行う。

経理が好き過ぎて、経理・会計を受ける会社も設立。モットーは「いつも笑顔とホスピタリティ」子供の頃から歌が好きで、本気で歌手を目指していたという経験を持つ。

事務所＆会社名の由来…アロドラとは、イタリア語で「ひばり」のことです。歌が好きなことと、事業主様と一緒に高く翔きたいという思いも込めています。



会社名の「ケイリエール」は、経理を応援するというイメージ。「利を得る」の意味もあります。

